

| 番号 | 区分       | 質問   | 回答   |
|----|----------|--|--|
| 1  | 1-1 目的   | 市民が地権者である0.5ha以上の森林に再エネ施設を設置する事業を行うことに対して税金をかける事が、地域共生に繋がるという点を具体的に解説をお願いします           | 地権者が市民である場合であっても、その方の承諾が得られていることのみをもって地域共生が図られているとは言えず、再エネ発電設備周辺の住民等を含む地域の理解を得て事業が実施されるべきと考えています。<br>今回の再エネ地域共生促進税では、地域と共生する再エネ事業を非課税としているため、事業者の皆様が非課税、すなわち地域と共生した再エネ事業を目指すような状況を作り出すことができると考えています。 |
| 2  | 1-2 対象   | 県内にある事業所に太陽光発電設備を有しており既存の施設は課税の対象外と理解しましたがさらにある遊休地に追加で太陽光設備を整地して地面に設置した場合は課税の対象になりますか。 | 当該遊休地が国有林又は地域森林計画対象民有林に該当し、その区域において0.5haを超える面積の開発行為を伴って再エネ発電設備等を設置する場合や、当該遊休地が現在は国有林又は地域森林計画対象民有林に該当しなくとも、開発行為の完了後5年を経過していない場合は、原則として課税対象となります。  |
| 3  | 1-2 対象   | 敷地面積6000平米の土地に、低圧の太陽光を建設する場合、使用面積が4500平米の場合でも林地開発許可は対象になるのでしょうか。また今回の法令に対象となるのでしょうか。   | 御質問の情報のみでは判断しかねるため、林地開発許可の対象となるか否かの個別の御相談は、計画地を所管する県地方振興事務所又は自然保護課へお問合せください。<br>なお、林地開発許可の対象となる太陽光発電設備は、基本的に本税においても課税対象になります。  |
| 4  | 1-2 対象   | 本条例における開発行為面積に森林の伐採行為は含まれないとの認識で間違いありませんでしょうか？   | 開発区域の面積の考え方については、森林法上の林地開発許可制度の取扱いに準じますので、個別の案件がある場合には御相談ください。   |
| 5  | 1-2 対象   | 課税対象は事業者ではなく設備の所有者ですが、設備をリースした場合、リース会社が課税対象になるのでしょうか                                   | 御認識のとおり、発電事業者が設備のリースを受けた場合はリース会社が課税対象となります。  |
| 6  | 1-2 対象   | 他の再エネ（地熱発電や水力発電等）の場合は、課税対象外でしょうか？また、その理由はありますか？  | 地熱発電や水力発電の場合は課税対象外です。<br>これは、水力発電の設置場所は河川やダム付近、地熱発電の設置場所は火山・地熱地帯といった条件の下でなければ実施することができず、事業の実施可能な場所が極めて限定的であり、設置場所に選択の余地がないことを踏まえ、再エネ発電事業推進の観点から課税対象外としています。  |
| 7  | 1-3 課税標準 | 太陽光発電設備の容量(kW)は経産省の認定容量でしょうか。過積載の場合はどうなりますか。   | 太陽光発電の場合の課税標準（総発電出力）は、再エネ特措法の考え方と同様、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力となりますので、過積載の場合は、交流（AC）であるパワーコンディショナーの出力になります。  |
| 8  | 1-3 課税標準 | 太陽光の場合、課税標準に係る総発電出力はACのDCのどちらでしょうか？  |  |
| 9  | 1-3 課税標準 | 総発電出力の考え方についてご教示ください。認定容量とは異なるかと思いますが、過積載の場合はパネル容量となるのでしょうか。                           |  |

| 番号 | 区分       | 質問  | 回答   |
|----|----------|---|--|
| 10 | 1-4 税率   | 非FIT（PPAなど）の場合、税率はどのようになるのでしょうか？  |  |
| 11 | 1-4 税率   | 税率について、FITからFIPに切り替える場合、切替前のFIT調達価格が何円であっても、また切替後のFIP基準価格が何円であっても、FIPへの切替後は太陽光であれば620円/kW、風力であれば2,470円/kWが適用される理解で合っておりますでしょうか？   | 切替前のFIT価格や切替後のFIP価格にかかわらず、FIPの場合や非FIT・非FIP（PPAの場合など）の場合の税率は、太陽光発電は620円/kW、風力発電は2,470円/kWとなります。   |
| 12 | 1-4 税率   | FIT認定価格によって税単価が異なる理由は理解できましたが、電源種別によって大きな差があると思いますがその理由はどのようにお考えでしょうか。  | 本税の税率は、次の方法で設定しています。<br>①国の調達価格等算定委員会「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」等に示されているコスト単価等の数値を使用し、県において事業計画（収支）モデルを作成<br>②事業計画（収支）モデルを用いて営業利益を試算<br>③②で試算した営業利益に対して概ね20%程度となるように税率を設定  |
| 13 | 1-4 税率   | 税率はどのように決めたのでしょうか？  | このとき、電源種別によって、設備利用率や運転維持費等に差があり、同じ発電出力・売電単価であったとしても、発電事業により得られる営業利益が異なることから、発電出力1kW当たりの税率に差が生じています。  |
| 14 | 1-4 税率   | 税率は5年間一定ということで間違いないでしょうか？   | FIT制度による認定に基づく調達価格に変更が無ければ、税率は一定ですが、例えば、FIT制度による認定に基づく調達期間（固定価格買取期間）が終了した場合等は、税率が基準税率（太陽光：620円/kW、風力：2,470円/kW）に変動します。FIT制度による認定を受けていない場合は、基準税率で一定です。  |
| 15 | 1-5 徴収方法 | 促進税について、徴収開始時期はどのようになりますか。  |  |
| 16 | 1-5 徴収方法 | 税金の賦課開始時期について確認させて頂きたく、工事着工した年度でしょうか、または発電開始した年度でしょうか。  | 発電設備が完成した後、自家用又は事業の用に供することができる状態、具体的には再生可能エネルギー源から返還した電気を売却・消費等できる状態となってから初めて迎える賦課期日（N年1月1日）の翌年度（N年度）から課税が開始されます。  |
| 17 | 1-5 徴収方法 | 賦課期日を毎年1月1日時点の再エネ発電設備所有者としているが、その発電設備が運転を開始した時点であるのか、定格出力（総発電出力）を出した時点であるのかが明確でなかった。  |  |
| 18 | 1-5 徴収方法 | 徴収方法はどのようになりますか。  | 再エネ地域共生促進税の徴収は普通徴収の方法によるもので、県から納税通知書と納付書を送付し、納めていただくこととなります。<br>なお、単年度の課税額を、4期に分けて納めていただきます。   |
| 19 | 1-6 非課税  | 第一部の11ページについて非課税となる再エネ発電設備の中に、⑤農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画がありますが、実態として、宮城県内で農山漁村再エネ法の基本計画を定めているのは七ヶ宿町のみになると思いますが、それ以外の市町村は⑤に該当する市町村はないという理解であっておりますでしょうか。 | 御認識のとおり、現時点で宮城県内において農山漁村再エネ法の基本計画を定めているのは七ヶ宿町のみですが、今後、その他の市町村において計画を策定し、事業計画の認定を行うことも想定されます。<br>なお、温対法に基づく地方公共団体実行計画や農山漁村再エネ法に基づく基本計画を策定している市町村で行われる事業であっても、その全てが非課税となるわけではなく、市町村の計画で設定された促進区域等の中で、市町村長による地域脱炭素化促進事業等の認定を受けた事業のみが非課税となりますので、御留意ください。 |

| 番号 | 区分       | 質問   | 回答   |
|----|----------|--|--|
| 20 | 1-6 非課税  | ④⑤は策定に時間がかかると思いますので、事業件数は⑥に影響されるか<br>と思います。その場合に⑥が乱用される懸念がないのか、その対策はある<br>のでしょうか？（森林は開発されるとしても、地域にお金が落ちる場合な<br>ど）                | ⑥はあくまでも温対法に基づく地域脱炭素化促進事業等に「準ずる」事業であるため、ガイドラ<br>インでも示しているように認定を受けるために地域との共生が必要となることは変わらず、乱用<br>される懸念はないと考えております。  |
| 21 | 1-6 非課税  | 非課税の再エネ発電所が譲渡され、事業者が変更になった場合は、課税対<br>象に変わりますか。仮に、課税対象に変わった場合は、新たに申請するこ<br>とで非課税になりますか。   | 非課税となる事業のうち④～⑥については、地域と共生した再エネ事業として、促進事業等の認<br>定を受ける必要がありますが、事業が譲渡された場合にはその認定は引き継がれません。<br>譲渡を受けた事業者が非課税となるためには、市町村等へ改めて認定を申請し、認定を受ける必<br>要があります。<br>なお、譲渡を受けた事業者において、認定を受けた当初の事業計画（地域貢献策等を含む）と異<br>なる事業計画を立案した場合等、必ずしも認定を受けられるものではないことに御留意くださ<br>い。 |
| 22 | 1-7 減免   | 14ページのB)で、工場の自家消費発電の場合は、減免＝税対象外という<br>理解でよろしいでしょうか。  | 同一の開発区域内に工場等及び再エネ発電設備を設置し、その工場等において再エネ発電設備で<br>発電した電力を専ら自家消費する場合は、減免の対象となります。ただし、賦課期日時点での設<br>備に関する申告や、減免申請は必要であることに御留意ください。<br>また、再エネ発電設備を設置した開発区域以外の場所にある既存の工場等に電力を供給し、その<br>工場等において消費する場合は、課税対象となりますので御留意ください。                                    |
| 23 | 1-7 減免   | FIPなど変動がある場合、赤字になった場合には納税は免除されるか？  | 発電出力を基に税額を算出することから、赤字になった場合でも、課税対象となります。（減免<br>の対象にはなりません。）  |
| 24 | 1-8 適用除外 | 太陽光発電の再エネの課税については、今後の4月1日以降の新規工事から<br>が課税対象。既存もしくは、工事開始している場合は非課税と捉えていい<br>のでしょうか？   | 令和6年3月31日までに、関係法令に基づく手続を終えた上で、再エネ発電設備の設置工事や<br>再エネ発電設備の設置を目的とした開発行為に、現地において物理的に着手したものは、課税対<br>象外となります。一方で、例えば、林地開発許可に係る着工届を令和6年3月31日までに提出<br>したとしても、現地で物理的な行為に着手していない場合は課税対象外とはなりません。必要に<br>応じて現地確認をさせていただくことも想定しておりますので、御留意ください。                    |
| 25 | 1-8 適用除外 | 伐採を令和6年3月31日までに着手すれば、課税なしということ間違<br>いないでしょうか？  | なお、伐採については、開発行為の一環として行われるものに限り、着手として取り扱うことにな<br>ります。   |
| 26 | 1-8 適用除外 | 再エネ目的での林地開発行為の届出を3月31日までにを行った場合は課税対<br>象外となるとの認識でよろしいでしょうか？  |  |
| 27 | 1-8 適用除外 | 工事の着手を3/31までに実施すれば非課税、と理解しましたがこの工事<br>の着手は「本体工事の着手」に限りますでしょうか？それとも再生可能エ<br>ネルギー設置に関する工事（風況観測塔設置工事等）に着手していれば<br>課税対象外となりうるのでしょうか。 | 再エネ発電設備又は附属設備（再エネ発電設備と一体となって効用を果たすもの）の設置工事<br>や、これらを設置するための開発行為に施行日前に着手した場合は、課税対象外となります。<br>一方、そのような工事に着手する前段として、事業地の選定等を目的とした風況観測施設の設置<br>工事に着手しただけの場合は、課税対象となります。  |

| 番号 | 区分            | 質問  | 回答  |
|----|---------------|---|---|
| 28 | 1-8 適用除外      | 現在、「別目的の開発行為の許可」の目的変更手続きを行っております。施行日前に変更申請の許可が下りていれば課税対象外との認識で間違いはないでしょうか。それとも再エネ目的での開発工事に着工した証憑を準備する必要がありますか。証憑が必要な場合、具体的にはどのような書類等を準備する必要がありますか。                      | 施行日前に別目的の開発行為に物理的に着手し、かつ、施行日前に当該開発行為の目的を「再エネ発電設備又は附属設備の設置」に変更する許可がなされた場合には、課税対象外となります。  |
| 29 | 1-8 適用除外      | 再エネ目的の開発行為の着手について、本条例での着工届等の提出はありますでしょうか。   | 本税条例において、「着工届」の提出等は求めておりません。  |
| 30 | 1-8 適用除外      | 資料1 p20の適用除外欄に着工済み施設は対象外との記載がありますが、(一部例外あり)はどのような意味でしょうか。   | 再エネ発電設備又は附属設備の設置以外の目的の開発行為に物理的に（施行日前に）着手しているものの、当該開発行為の目的を「再エネ発電設備又は附属設備の設置」に変更する許可が施行日前になされていない場合を指しております。   |
| 31 | 1-9 条例の失効     | 条例施行期間（5年間）に課税対象となった場合、条例失効後も、発電事業が終了するまで引き続き課税されるという認識でよかったですでしょうか。  | 今回の条例による課税は条例が失効するまでとなりますが、失効前に課税のあり方を見直すこととしており、その見直しの結果として現在の制度を延長することとなれば、引き続き課税されることが想定されます。<br>なお、失効の日の前日までの期間において、課した又は課すべきであった税額については、条例の効力が継続することになります。 |
| 32 | 1-10 その他（税関係） | 今後、森林以外、農地・耕作放棄地での発電事業にも、本税と同じような取り組みがなされる可能性はありますか。  | 現時点では森林以外への課税の検討はしておりません。<br>なお、再エネや環境保全を取り巻く社会情勢などは大きく変動しうることから、失効前に本税の役割や効果を再検証し、課税のあり方について見直しを検討することとしています。  |
| 33 | 1-10 その他（税関係） | 総務省との協議の中で、他県にも同様の税制が導入される可能性について何かお聞きしていますか。宮城県が厳しければ他県での事業を検討する流れになりそうですが、いかがお考えでしょうか。  | 青森県知事が再エネ事業者への課税を検討すると発言したことについては承知しておりますが、他自治体の具体的な検討状況については把握しておりません。   |
| 34 | 1-10 その他（税関係） | 徴収した税金はどのように利用する予定か。  | 本税は、税収を得ることよりも、再エネ事業の地域との共生の促進を目的として導入したのですが、仮に税収があった場合には、再エネ発電施設の適地誘導や、地域の環境保全のための活動基盤の整備等への活用を想定しています。  |
| 35 | 1-10 その他（税関係） | 取得税の用途が不明確  |   |
| 36 | 1-10 その他（税関係） | 「賦課期日（毎年1月1日）時点での再エネ発電設備の所有者は、「どこにどのような設備を持っている」かを1月31日までに県税事務所に対し申告する」とあるが、既存の稼働済の発電所も申告対象か。   | 施行日前に稼働済みの既存設備については、課税対象外となるため、申告の必要はありません。<br>なお、課税対象の設備について、一度申告していただいた後は、申告事項に変更がない限り、毎年申告いただく必要はありません。  |
| 37 | 1-10 その他（税関係） | この新税を検討していく中で皆様が本新税の導入が他地域に与える影響、すなわち本新税の趣旨を離れて他地域でも類似の税が導入されることを危惧されていたことを宮城県のHPに乗せられていたPDFを通して知りました。そこで質問なのですが、その可能性を考慮しながら皆様が本新税の仕組みを作成していく上で配慮した点がございましたら、お聞きしたいです。 | 県では、再エネ地域共生促進税を、再エネを抑制するためのものや国の施策と反するものではなく、地域と共生した再エネ事業を促進するための制度であると考えており、その趣旨を離れることがないよう、随時説明をしてきました。<br>今後も、事業者や他自治体等に本税の趣旨等を御理解いただけるよう周知に努めてまいります。        |

| 番号 | 区分            | 質問  | 回答   |
|----|---------------|---|--|
| 38 | 1-10 その他（税関係） | ④地域脱炭素化促進事業計画⑤農山漁村再エネ法⑥準ずる事業、によって、宮城県の脱炭素目標を達成するために十分なスピード感で再生可能エネルギー導入が進むのでしょうか？（森林以外での導入が進むため、問題ないというお考えでしょうか？） | 再エネ地域共生促進税が課税されるのは、地域との共生が図られていない事業のみであることから、再エネ導入の促進への影響は限定的であると考えています。本税は、再エネ発電事業の地域との共生の促進を目的とするものですので、再エネ発電事業者にはその趣旨を御理解いただき、地域との合意形成に向けて、丁寧な説明や地域住民との対話、環境への配慮、地域がメリットを感じられる方策などを検討いただきたいと思いますと考えています。                                    |
| 39 | 1-10 その他（税関係） | 本新税導入にあたって、事業者の負担になることは明確ですが、他方で、対象地内の土地所有者の土地処分の選択肢を狭め、土地自体の流動性を下げる点は考慮されているのでしょうか。地主の財産権の侵害につながる懸念がありませんか？      | 再エネ地域共生促進税は、再エネ発電事業の地域との共生を促進することを目的としており、地域と共生していると認められる事業、すなわち温対法に基づく地域脱炭素化促進事業等を非課税としています。事業者が地域脱炭素化促進事業等としての認定を目指すことを促すものであり、その認定を受ければ非課税になること、県のガイドラインなどを参考にすれば、認定を受けることは十分に可能であることから、本税が土地所有者の土地処分の選択肢を財産権の侵害に当たるほど大きく狭めるものとは考えておりません。   |
| 40 | 2-1 協議会       | ガイドラインにおける協議会において参加を避けるべき利害関係者とはどのような人を想定していますか？  | 協議会の構成員とならないよう配慮が必要である利害関係者とは、当該事業の実施によって直接の利益を得る土地所有者やその家族等を想定しています。  |
| 41 | 2-1 協議会       | ガイドラインにおける協議会において、その他に挙げられている団体はどのような団体でも受け入れる必要がありますか？   | あらゆる団体を受け入れなければならないものではなく、地域の状況等を鑑み、必要と認められる団体を加入させることを想定しています。  |
| 42 | 2-1 協議会       | ガイドラインp.12（今回の資料でいうとp.8）には「関係者との信頼関係」「地域の考え方の尊重」について言及されていますが、関係者・地域とは具体的に誰を指しますでしょうか？                            | 関係者とは、協議会において協議を行う構成員や、事業者がヒアリングを行う地域の住民や関係団体等を示しています。<br>また、地域とは、再エネ発電設備の設置を予定している地域や、再エネ発電設備の設置によって直接的な影響を受ける範囲の地域を指しています。<br>なお、地域の範囲については、再エネ発電設備のエネルギー種や規模等によって異なるため、量的にお示しすることは難しいと考えておりますが、今後ガイドラインの改定等においてより詳細にお示しできるよう、検討を進めてまいります。   |
| 43 | 2-1 協議会       | 準ずる事業の認定に関し、協議会での決定までの期間はどの程度かかるものと想定されていますか？   | 協議会において認定の適否を決議するまでの期間は、地域の理解や合意形成等の状況によって変わるため、一律の目安としてお示しすることはできません。<br>一方、協議会の開催にあたっては、少なくとも<br>①事業概要の説明<br>②協議会委員からの要望や質問<br>③②で受けた要望や質問に対する、事業者からの客観的なデータに基づく回答<br>などのプロセスを踏むことが想定されるため、認定の適否が示されることまでには複数回の協議会の開催が必要になる場合が多いものと想定しております。 |
| 44 | 2-2 促進区域      | 現状、宮城県として各市区町村が広域的ゾーニング型の促進地域を設定するまでには、どれぐらい（2024年8月頃？）で設定されると考えておられますか？  | 促進区域が設定される際、現実的には事業提案型が先行して進んでいくものと想定しておりますが、広域的ゾーニング型でも促進区域の設定が進むよう、市町村を支援してまいります。  |